



熊本県公報

号外 第 2 3 号
平成 25 年 6 月 28 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県知事等の給与の特例に関する条例……………	(人事課) 2
規 則	
○熊本県技能労務職員の給与の特例に関する規則……………	(人事課) 5

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県知事等の給与の特例に関する条例

- 1 特別職の給与の特例
 - (1) 給料月額の特例
平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)においては、特別職の職員の給料月額を支給に当たっては、給料月額に、知事については 100 分の 30、副知事については 100 分の 20、教育長、常勤の監査委員及び病院事業の管理者については 100 分の 10、特別職の秘書については 100 分の 4.77 を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。(第 2 条―第 4 条関係)
 - (2) 期末手当の特例
特例期間においては、特別職の職員の期末手当の支給に当たっては、期末手当に、知事については 100 分の 30、副知事については 100 分の 20、教育長、常勤の監査委員及び病院事業の管理者については 100 分の 9.77 を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。(第 2 条、第 3 条関係)
- 2 一般職の給与の特例
 - (1) 給料月額の特例
特例期間においては、一般職の職員の給料月額を支給に当たっては、給料月額に、給料表ごとに職務の級等に応じて設定した率(100 分の 4.77、100 分の 7.77 又は 100 分の 9.77) を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。(第 5 条―第 7 条、第 14 条、第 15 条関係)
 - (2) 管理職手当の特例
特例期間においては、一般職の職員の管理職手当の支給に当たっては、管理職手当に、100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。(第 5 条―第 7 条関係)
 - (3) 勤務 1 時間当たりの給与額の特例
特例期間においては、一般職の職員の勤務 1 時間当たりの給与額の特例を設けることとした。(第 5 条―第 7 条関係)
- 3 関係条例の特例(第 8 条―第 13 条関係)
特例期間においては、給料月額、管理職手当及び勤務 1 時間当たりの給与額について規定する次の条例の適用については、2 に準じた特例を設けることとした。
 - (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例
 - (2) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例
 - (3) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例
 - (4) 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例
 - (5) 熊本県職員等の修学部分休業に関する条例
 - (6) 熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例
- 4 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行することとした。
- 5 熊本県知事の給与の特例に関する条例の一部改正
特例期間の終期を「平成 26 年 3 月 31 日」から「平成 25 年 6 月 30 日」に改めることとした。(附則第 2 項関係)

条 例

熊本県知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。
平成 2 5 年 6 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 4 2 号

熊本県知事等の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和 2 7 年熊本県条例第 1 1 号）第 1 条に規定する知事等（次条において「知事等」という。）、熊本県教育長等の給与等に関する条例（昭和 6 3 年熊本県条例第 2 1 号）第 1 条に規定する教育長等（第 3 条において「教育長等」という。）、熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和 2 6 年熊本県条例第 4 3 号）第 1 条に規定する秘書（第 4 条において「秘書」という。）及び熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 2 6 年熊本県条例第 2 号）、熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年熊本県条例第 1 9 号）、熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年熊本県条例第 2 0 号）、熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 5 年熊本県条例第 1 号）又は熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 1 5 年熊本県条例第 2 号）の適用を受ける職員の給与の特例を定めるものとする。

(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の特例)

第 2 条 平成 2 5 年 7 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、知事等に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 知事 1 0 0 分の 3 0

(2) 副知事 1 0 0 分の 2 0

2 特例期間においては、知事等に対する期末手当の支給に当たっては、期末手当の額から、期末手当の額に前項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の特例)

第 3 条 特例期間においては、教育長等に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、教育長等に対する期末手当の支給に当たっては、期末手当の額から、期末手当の額に 1 0 0 分の 9 . 7 7 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の特例)

第 4 条 特例期間においては、秘書に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に 1 0 0 分の 4 . 7 7 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の特例)

第 5 条 特例期間においては、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下この条において「一般職給与条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の対する給料月額（熊本県条例第 8 号）の支給に当たっては、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（第 3 項において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額（次項において「減額相当額」という。）を減ずる。

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員（一般職給与条例第 1 5 条の 5 第 5 項に規定する職務の級が 3 級以上で人事委員会規則で定める職員（以下この項において「行政職役職加算対象職員」という。）を除く。） 1 0 0 分の 4 . 7 7

(2) 行政職役職加算対象職員で、職務の級が 3 級以上 6 級以下のもの 1 0 0 分の 7 . 7 7

(3) 行政職役職加算対象職員で、職務の級が 7 級以上のもの 1 0 0 分の 9 . 7 7

(4) 公安職給料表の適用を受ける職員（一般職給与条例第 1 5 条の 5 第 5 項に規定する行政職給料表以外の各給料表の適用を受け職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して行政職役職加算対象職員に相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定める職員（以下この項において「その他役職加算対象職員」という。）で、公安職給料表の適用を受けるもの（以下この項において「公安職役職加算対象職員」という。）を除く。） 1 0 0 分の 4 . 7 7

(5) 公安職役職加算対象職員で、職務の級が 4 級以上 7 級以下のもの 1 0 0 分の 7 . 7 7

(6) 公安職役職加算対象職員で、職務の級が 8 級以上のもの 1 0 0 分の 9 . 7 7

(7) 研究職給料表の適用を受ける職員（以下この項において「研究職職員」という。）で、職務の級が 2 級以下のもの 1 0 0 分の 4 . 7 7

(8) 研究職職員で、職務の級が 3 級又は 4 級のもの 1 0 0 分の 7 . 7 7

(9) 研究職職員で、職務の級が 5 級のもの 1 0 0 分の 9 . 7 7

- (10) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員（その他役職加算対象職員で、医療職給料表(1)の適用を受けるもの（以下この項において「医療職(1)役職加算対象職員」という。）を除く。） 100分の4.77
 - (11) 医療職(1)役職加算対象職員で、職務の級が2級のもの 100分の7.77
 - (12) 医療職(1)役職加算対象職員で、職務の級が3級以上のもの 100分の9.77
 - (13) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員（その他役職加算対象職員で、医療職給料表(2)の適用を受けるもの（次号において「医療職(2)役職加算対象職員」という。）を除く。） 100分の4.77
 - (14) 医療職(2)役職加算対象職員 100分の7.77
 - (15) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員（その他役職加算対象職員で、医療職給料表(3)の適用を受けるもの（次号において「医療職(3)役職加算対象職員」という。）を除く。） 100分の4.77
 - (16) 医療職(3)役職加算対象職員 100分の7.77
- 2 特例期間においては、一般職給与条例に基づき支給される給与のうち次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 一般職給与条例第15条の10第1項から第4項までの規定により支給される給与から当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 一般職給与条例第15条の10第1項 減額相当額
 - イ 一般職給与条例第15条の10第2項又は第3項 減額相当額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 一般職給与条例第15条の10第4項 減額相当額に同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 特例期間においては、一般職給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、一般職給与条例第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条の人事委員会規則で定める時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- （熊本県立学校職員の給与に関する条例の特例）
- 第6条 特例期間においては、熊本県立学校職員の給与に関する条例（以下この条において「県立学校職員給与条例」という。）第3条に規定する職員に対する給料月額（熊本県立学校職員給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第42号）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（第3項及び次条第3項において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額（次項において「減額相当額」という。）を減ずる。
- (1) 教育職給料表(2)の適用を受ける職員（次号において「教育職(2)職員」という。）で、職務の級が2級以下のもの 100分の4.77
 - (2) 教育職(2)職員で、職務の級が特2級以上のもの 100分の7.77
 - (3) 教育職給料表(3)の適用を受ける職員（次号において「教育職(3)職員」という。）で、職務の級が2級以下のもの 100分の4.77
 - (4) 教育職(3)職員で、職務の級が特2級以上のもの 100分の7.77
- 2 特例期間においては、県立学校職員給与条例に基づき支給される給与のうち次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 県立学校職員給与条例第21条第1項から第4項までの規定により支給される給与から当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 県立学校職員給与条例第21条第1項又は第2項 減額相当額
 - イ 県立学校職員給与条例第21条第3項 減額相当額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 県立学校職員給与条例第21条第4項 減額相当額に同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 特例期間においては、県立学校職員給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、県立学校職員給与条例第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- （熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の特例）
- 第7条 前条第1項の規定は、熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（以下この条において「市町村立学校職員給与条例」という。）第3条に規定する職員に対する給料月額の支給について準用する。この場合において、同項中「熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第42号）」とあるのは、「

以上 3 号給以下のもの及び同条第 2 項の給料表の適用を受ける職員 100 分の 7.77

(2) 任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員でその号給が 4 号給以上のもの及び同条第 4 項の規定による給料月額を受ける職員 100 分の 9.77 (端数計算)

第 16 条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
附 則

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

2 熊本県知事の給与の特例に関する条例（平成 24 年熊本県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 26 年 3 月 31 日」を「平成 25 年 6 月 30 日」に改める。

規 則

熊本県技能労務職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。
平成 25 年 6 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 40 号

熊本県技能労務職員の給与の特例に関する規則

平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、熊本県技能労務職員の給与に関する規則（昭和 32 年熊本県規則第 38 号。以下「給与規則」という。）の適用を受ける職員に対する給料月額（熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 18 年熊本県規則第 34 号）附則第 4 項の規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

(1) 給与規則第 3 条の給料表の適用を受ける職員で、その号給が 1 号給以上 124 号給以下のもの又は再任用職員であるもの 100 分の 4.77

(2) 給与規則第 3 条の給料表の適用を受ける職員で、その号給が 125 号給以上のもの 100 分の 7.77

附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。